

第2号様式（第3関係）

豊山町社会教育施設（豊山町学習等供用施設）指定管理候補者選定会議事録

- 1 開催日時
令和6年10月31日（木）午前10時00分～午前11時30分
- 2 開催場所
豊山町役場3階 会議室3
- 3 出席者
 - （1）選定委員

学識経験者	堀田 裕子
公認会計士	米川 ひかり
弁護士	高井 祐哉
 - （2）事業者
(公社) 豊山町シルバー人材センター

事務局長	櫻井 充一
主任	坪井 雅仁
 - （3）教育委員会事務局

生涯学習課長	栗山 直樹
社会教育センター館長	安藤 友佳
社会教育センター事業グループ長	小塚 弘
社会教育センター事業グループ主任	下村 雄太
- 4 議題
 - （1）委嘱状の交付
 - （2）会長の選出
 - （3）選定会の趣旨説明
 - （4）選定方法の説明
 - （5）申請事業者の審査
- 5 会議資料
 - ・ 豊山町社会教育施設指定管理候補者選定会事務取扱要領（資料1）
 - ・ 選定会委員名簿（資料2）
 - ・ 概要説明資料（資料3）
 - ・ 豊山町学習等供用施設審査票（資料4）
 - ・ 指定管理候補者比較表（資料5）
 - ・ 指定管理者申請書類一式
- 6 議事進行の概要
 - （1）事業者によるプレゼンテーション
 - （2）質疑応答

7 会議録

発言者	発言内容
会 長	それでは、ただ今から、議事の進行をさせていただきます。 次第に沿いまして、次第の「2（3）選定会の趣旨説明及び（4）選定方法の説明」について、一括して事務局から説明をお願いします。
事務局	「選定会の趣旨説明」を資料3により行います。 「1 指定管理者制度の導入状況」についてです。 町教育委員会では、公の施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うため、平成19年度より4期にわたり豊山町学習等供用施設（3施設）で指定管理者による管理運営を行ってきています。 今期（第4期 平成31年度から5年間）の指定管理の指定期間が令和7年3月31日で終了することになっています。したがって、令和7年度以降の指定管理者を今年度中に選定する必要があります。 第5期の指定期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間を予定しています。 続いて「2 指定管理候補者選定会の設置」に移ります。 町職員で構成される豊山町公の施設指定管理者選定審議会の意見のみではなく、幅広く専門的な分野から意見を求めるため、第5期に向けても、豊山町社会教育施設指定管理候補者選定会事務取扱要領に基づき選定会を設置することとしました。 選定から決定までの流れにつきましては、中段の概念図にてご確認ください。 「3 審査事業者」に移ります。審査していただく事業者は、「公益社団法人 豊山町シルバー人材センター」1社であります。 「4 審査方法」です。まず、申請書類に基づきまして、プレゼンテーションによる審査を行います。「資料4 豊山町社会教育施設（豊山町学習等供用施設）指定管理候補者審査票」の3ページの評価基準に基づき採点をしていただきます。 「本日のスケジュール」に移ります。資料の記載としましては、10時15分から30分が準備となっておりますが、準備が整い次第、プレゼンテーション審査を始めさせていただきますと思います。 最後に採点結果報告と具申書の確認をしていただきまして、選定会を閉会といたします。 終了予定時刻は11時30分を予定しております。 よろしくお願いいたします。
事務局	つづきまして「（4）選定方法の説明」ですが資料4、資料5に基づいて説明いたします。 資料4は審査票です。資料5は申請書の記述の有無と、どこに記述が有るのかについて比較できるように一覧表にしたものです。資料5には、審査票と同じく点数が記入できるように作成しております。 したがって、応募事業者のプレゼンテーション中に資料5の比較表にてそれぞれ評価していただきます。 資料5は、出来る限り評価の精度を上げていただくために作成したものです。そして最終的にその評価を資料4の審査票に転記していただき提出していただきます。 資料4の3ページをご覧ください。 「評価基準の考え方」を示したものです。一部読み上げます。 以上で、次第の「2（3）選定会の趣旨説明及び（4）選定方法の説明」についての説明を終らせていただきます。

会 長	説明が終わりましたが、委員の皆様からご意見やご質問はございますか。 ～ 質疑・応答なし ～
司 会	事業者がプレゼンテーションの準備を行います。
会 長	次第の「2（5）申請事業者の選定」に移ります。 プレゼンテーション審査を開始します。 事業者の皆様はプレゼンテーションを実施していただきます。 プレゼンテーションの時間は15分、質疑応答の時間は15分をそれぞれ目途としてください。
事業者	～ プレゼンテーション ～
会 長	プレゼンテーションが終了しました。委員の皆様から質疑を受けたいと思います。 何かご質問はございますか。
委 員	2点お聞きします。1点目が利用者とのトラブル、2点目が施設内の事故についてお聞きしたいと思います。 まず1点目の利用者とのトラブルについてですが、資料6ページ目の「4 利用者のトラブルの未然防止と対処方法」という項目がありますが、今までにこの項目に該当するようなトラブルはあったのか、もしあったのならどのような対処されたのか、なにか記録等がありますか。
事業者	申請の際には、受付台帳が各施設の管理人の手元にありますので、申請時に空き状況を確認しています。重複した場合、利用者間での話し合いで譲歩等してもらっておりトラブルまで発展した事例はありません。
委 員	それ以外のトラブルはないですか。
事業者	そうですね。今までそういったトラブルは発生しておりません。
委 員	承知しました。 では2点目に入ります。こちら事例がないのかもしれませんが、施設内の事故について伺います。施設内で事故が起きたことはありますか。例えば、会員の方がケガをしたということや、利用者がケガをしたなど考えられると思いますが、そのようなことが起きたことはありますか。
事業者	会員が就業中にケガをしたということについては、これまでに事例はありません。利用者が利用中にケガをするという事例はありました。ダンスをする団体で、練習中に利用者同士がぶつかって脳震盪を起こして救急車で運ばれたという事例はありましたが、シルバーの保険での対応はありませんでした。
委 員	今お話をされた事故は結構大きな事故だったのかと思いますが、この保険が適用されるようなものではないという趣旨ですか。
事業者	そうですね。利用者同士のケガにつきましては、利用者が加盟する保険での対応となりますので、シルバーとしての保険は、対会員と対利用者の方に特化しております。シルバー事務局が開催する企画等で参加する方がケガをした場合に適用する保険となっておりますので、利用者同士につきましては、県のスポーツ保険や各団体が加盟している保険を適用してもらっています。
委 員	分かりました。以上です。
委 員	2点、お尋ねさせてください。1点目として、利用人数は前年度月間どれくらいだったのでしょうか。合わせて、会議室などの各施設の稼働率はどれくらいだったのでしょうか。また、収支計画書について確認しますが、資料14ページ目からの収支計画書の利用料収入の計画が令和7年度から11年度まで全ての年度において130万円で計画されていますが、何か利用者割合を増やす方策等をお考えでしょうか。
事業者	1点目の利用人数につきましては、手元に資料がないためお答えできません。申し訳ありません。

	130万円の数字につきましては、これまでの実績として令和2、3、4年度においては新型コロナウイルス感染症の影響もあり、130万円を切っておりました。今回計上しました130万円は、令和5年度の実績と令和6年度の年間見込額を参考としております。実績としての数字は127万円でしたが、努力目標として130万円と設定しました。今のところ利用料を値上げする予定はありませんのでこの数字で計上しております。
委 員	利用者数増加の方策は考えていますか。
事業者	施設の利用につきまして、町民がサークル活動をされていますので、そういった方が利用できるようにしたいと思います。また体育協会のクラブ委員の会議や文化協会の練習場所などで減免制度を活用し利用してもらっています。 稼働率につきましても、資料が手元にないためお答えできません。
委 員	利用者数や稼働率といった資料は、分析や資料としてデータ保存は取っていますか。
事業者	取っています。生涯学習課との定例会がありますので、利用者数などの数値は提出しています。
委 員	2点目に入ります。資料9ページにあります自主事業についてですが、前年度も自主事業は実施していますか。実施しているならば、参加人数を教えてください。 また、自主事業計画書の全年度において4回の開催になっておりますが、年4回しか開催されない理由はありますか。というのも、自主事業の内容は、魅力的な内容の講座だと思えます。開催回数を増やすことや3年に1回のみの講座を毎年行うなどの方策を取られた方が利用者増や認知拡大につながると感じますが、自主事業は年4回という縛りはあるのですか。
事業者	縛りはありませんが、自主事業を企画する上で、施設を前もって押さえることができれば可能ではありますが、シルバーで施設を頻繁に確保してしまうと、利用料収入減につながってしまうということが事情としてあります。ひとつずつ講座を実施していき、その中で人気のあった講座については次年度で実施回数を増やしていくなど探り探り進めていきたいと思っております。
委 員	実施する講座名を見るだけでも需要がありそうで、PRすれば参加人数も増えそうな内容になっておりますので、何とか数を増やしてもらえるといいと思います。私からは以上です。
委 員	2点お聞きしたいと思いますが、その前に一つ確認させてください。先ほど委員がお聞きになった自主事業につきまして、参加者の多かった事業のデータ等は本日お持ちですか。
事業者	前年度、スマホ教室を2回にわたって実施しましたが、10名以上の方にご参加いただきました。近隣において、auやdocomoでも同じようなスマホ教室を開いているので、そちらに参加者が流れてしまった部分もあると思います。また周知においても、短い期間で募集しましたので、参加人数は想定より少なかったところがあります。その中で講師からの人数制限もありましたので、AndroidとiPhoneの2回に分けて実施しました。 もう一つのAED取扱講習については、毎年管理人の業務の中で受けてもらっています。管理人の業務の中で大事な要素であります。3年に1回、半強制ではありますが、管理人には必ず受講してもらっています。人数につきましては、例年管理人が9名ほど、また町民の方も自由にご参加いただけますので、5、6名ほどの方がご参加いただいています。
委 員	ありがとうございます。 では2点の質問に入らせていただきます。資料5ページに記載があります「安全・

	安心面からの管理運営の具体策など特徴的な取組について」につきまして、（２）に「就業に関する適正検査を毎年実施する」と記載されていますが、適正検査ではどのような検査をされるのですか。またその検査結果によって、辞めていただくという事例はあったのかどうか、教えてください。 もう１点は、平成１９年から学習等供用施設の指定管理者として業務されていると思いますが、平成１９年からの流れの中で、実際に業務を担われた感触として何か変化のようなものはありましたか。大まかな変化で構いません。
事業者	適正検査につきましては、年末頃に、シルバー事務局に来ていただいて適正委員と事務局長のもとで面談を行っております。その面談の際に、項目に沿ったシートがありますので、シートを用いて採点をして可否を判断しています。いくら７５歳といえども、次の会員がいない場合は、１年間の延長を認めることにしております。年度途中でもし新たに希望される会員が現れた場合、そこで代わっていただいております。
事業者	７５歳で定年となつてはいますが、現在、新規で入ってくる会員の高齢化が顕著になっています。６５歳超えてから入ってくる方が多くいらっしゃいます。そうすると７５歳で全て入れ替えということはできない傾向にあります。女性では多くの方に入っておりますので、職種に空きが出るのを待ってもらっています。逆に男性は新規で入ってくる会員が少なく、代わりがいないこともあり、７５歳を過ぎても引き続き継続してもらっている会員が多くいるのが現状です。継続の判断としては体調に問題がないか、町などで実施している健康診断の診断書を持ってくるもらっています。また今お話ししましたシルバー事務局で行う面談の結果で継続の可否を判断しています。
委 員	これまで可否の判断の中で「否」となった会員はいますか。
事業者	います。
委 員	そこはきちっと有耶無耶にしないで、だめなものはだめと判断されるのですね。
事業者	そうです。
委 員	ありがとうございます。もう１点につきましてはいかがですか。
事業者	大幅に変わったこととして、平成２７年度から施設利用が有料に変更されました。その際に、券売機の取扱いについて、またトラブルに発展した際の対応についてなど、会員とのやり取りは密に行いました。 それ以外の特段の変化はありませんでした。一定程度保たれた管理が行うことが出来たと思っております。
委 員	特に利用者が「増えた」「減った」ということはないですか。
事業者	そうですね。平成１９年からスタートした団体も多いと思いますが、大半が高齢者の団体でしたので、近年では、当時の団体が解散などして数が減ったということはありません。逆に新たにサークルを立ち上げるなどしてその方々が利用することもありましたので、増減の変化はないと感じています。
会 長	委員の皆様からの質問も出尽くしたようですので、「豊山町学習等供用施設」のプレゼンテーション審査を終了します。
司 会	それでは「豊山町学習等供用施設」の資料４の審査票に評価の記載をお願いいたします。 審査票の記載が終了しましたらお声がけください。事務局が回収に参ります。 審査票が集まりましたので、これより事務局は審査票の集計作業と具申書の作成に入ります。集計作業と具申書の作成に要する時間は１０分程度を予定しています。１１時１５分頃再開いたします。 ～ 採点集計 ～

会 長	配布されました審査結果一覧表と具申書をご確認ください。審査結果として豊山町学習等供用施設の指定管理者は、事務局が設定した基準を上回っていましたので「豊山町シルバー人材センター」に選任する、という当選定会の審査結果となりました。具申書につきましては、当選定会の意見として町の審議会へ事務局より送付させていただきます。 本日、予定しておりました議題につきましては、全て終了しました。ご協力ありがとうございました。 以上を持ちまして、指定管理候補者選定会を終了させていただきます。
------------	--